

別紙 8

国産飼料資源生産利用拡大対策のうち、未利用資源活用対策の 事業細目及び具体的な手続き等について

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第1874号 生産局長通知）の本文（以下「実施要領」という。）第 2 の 6 の（1）の畜産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等は以下のとおりとする。

第 1 定義

本事業において、次の 1 から 3 までに掲げる用語の定義は、当該 1 から 3 までに定めるところによる。

1 未利用資源

国内で飼料に供する目的以外で生産された農産物及び食品残さ等のうち、現在、その性状又は発生状況等から大半が廃棄されているものであって、家畜用の飼料及び飼料原料として利用可能であるか、又は、さらに利用が見込まれるものをいう。

2 食品残さ等

食品製造副産物等（食品の製造過程で得られた副産物及び加工屑をいう。）、余剰食品（食品として製造されたが食品として利用されなかったものをいう。）、調理残さ（調理に伴い発生した残さをいう。）又は農場残さ（農場及び選果場において規格外等により利用見込みのない農産物及び農産物の不可食部位をいう。）をいう。ただし、米ぬか、ふすま、大豆粕等、配合飼料原料として広く用いられている食品副産物を除く。

3 エコフィード

未利用資源を用いて製造された家畜用の飼料のことをいう。

第 2 事業の内容

要綱第 2 の 6 の（1）の事業に関わる具体的な取組内容は、次に掲げるとおりとし、その取組を支援するものとする。

1 未利用資源活用の促進

（1）未利用資源の有効活用及び生産技術の普及

① 未利用資源の有効活用によるエコフィードの生産利用の推進

飼料化可能な未利用資源の発生量等の情報収集を行い、情報の分析結果に基づき有効な未利用資源とその活用事例等を調査する。また、調査結果を情報発信する。

② 未利用資源の生産技術の普及

ア 優良事例の調査及び普及等

未利用資源を活用した優良事例等の調査を行いその普及を行う。

イ 講習会等の開催

エコフィードの生産技術及び優良事例を活用した普及セミナー等を開催する。

(2) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及

① 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進

飼料原料情勢の変化等に対応し、飼料化事業者における持続的な原料確保・製造の促進を図るため、飼料原料情勢の変化に対応した飼料原料の確保・飼料化に際し、飼料化事業者が活用できる資料等の作成・普及を行う。

② 高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及

ア 認証の取得支援

一般社団法人日本科学飼料協会がエコフィード認証制度実施要綱（平成21年2月9日制定）に基づき認証するエコフィード認証又は公益社団法人中央畜産会がエコフィード利用畜産物認証制度実施要綱（平成23年5月30日制定）に基づき認証するエコフィード利用畜産物認証（以下「エコフィード認証」という。）を食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等が取得する際の支援を行う。

イ 高付加価値化畜産物の普及

エコフィード認証された畜産物及びエコフィードを活用した高付加価値化畜産物の流通・販売を促進するため、実態の調査を行うとともにその畜産物の普及を行う。

2 地域の未利用資源活用の生産体制構築

(1) エコフィード生産安定供給対策

① エコフィード生産安定供給計画の策定

活用されていない食品残さ等を利用した飼料化の取組や製造方式の見直し等によるエコフィードの栄養成分等の品質の安定化、製造コストの低減、エコフィード認証取得等の課題解決等に資する目標達成に向けエコフィード生産安定供給計画を策定する。

② エコフィード生産安定供給体制の構築に必要な実証

エコフィード生産安定供給計画等に基づくエコフィードの製造実証や家畜への給与実証を実施する。

③ エコフィード生産安定供給体制の分析

エコフィード生産安定供給計画や実証結果を踏まえた調査・分析、技術検討会や研修会の開催等を実施する。

(2) エコフィード生産安定供給体制の構築のための技術実践

エコフィード生産安定供給計画に基づく器具・機材（以下「器具・機材」という。）を導入する。

第3 事業実施主体

事業実施主体の要件は、次に掲げるとおりとする。

1 未利用資源活用の促進

次の（１）及び（２）に該当する民間団体等であること。

（１）次のアからエまでを満たすこと。

ア 全国的な観点から本事業の目体を達成するための検討会等の実施が可能な民間団体であること。

イ 畜産経営における飼料の実態に精通しているとともにエコフィードの生産、流通、利用等について必要な知識及び専門技術について豊富な知見を有していること。

ウ 民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等との連携の下、全国的視点で関係者等からの意見聴取、各種調査、課題の検討及び普及・推進をすることが可能であること。

エ 本事業に係る会計処理等について適切な事務能力等を有すること。

（２）次のアからケまでのいずれかに該当すること。

ア 民間企業

イ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

ウ 農事組合法人又は事業協同組合（定款において、農業の振興を主たる事業として位置づけされているものに限る。）

エ 学校法人

オ 特定非営利活動法人

カ 独立行政法人

キ 特殊法人

ク 認可法人

ケ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）

２ 地域の未利用資源活用の生産体制構築

事業実施主体は、次の（１）から（１１）までのいずれかに掲げる者であること。

（１）農業協同組合又は農業協同組合連合会

（２）事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

（３）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

（４）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの

（５）未利用資源を提供又は収集する者、飼料を製造する者、その製造した飼料を利用する畜産農家等が組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての定めがあり、３人以上で構成されているものに限る。）

- (6) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人
- (7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- (8) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- (9) 特定農業者団体（農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）
- (10) 株式会社又は持分会社であつて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下の①又は②に該当するものを除く）
 - ① 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員数が300人を超えるもの
 - ② その総株主又は総出資者の議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第87条第3項の規程による議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が①に掲げるもの（（3）又は（7）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの
- (11) 協議会（次の①から③までの要件に適合している場合に限る。）
 - ① 生産農家、利用農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）、本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。
 - ② 事業の事務手続を適正かつ効果的に行うため協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等にかかる規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
 - ③ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第4 事業の要件

1 未利用資源活用の促進

- (1) 事業実施主体は、別紙8様式第1号ー①又は②により、事業実施計画を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。
- (2) 事業の実施及び目標については、外部有識者の助言を求めることとする。
- (3) 事業の実施に当たってはエコフィードに係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等との連携の下、全国的な視点で関係者等からの意見聴取、各種調査、課題の検討・解決及び普及・推進等を図ることとする。

2 地域の未利用資源活用の生産体制構築

- (1) エコフィード生産安定供給対策

① 事業推進体制の構築

事業実施主体は、本事業の円滑な推進を図るため、エコフィードに係る民間企業、都道府県等の試験研究機関、食品事業者、飼料化事業者及び畜産農家等と連携した推進体制の構築に努めるものとする。

② 事業目標の設定

事業実施主体は、別紙８様式第１号－③により、事業実施計画を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。なお、目標設定に当たっては、事業開始年度の前年度を基準年とし、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とした上で、地域の課題解決等に資する目標を設定すること。

③ エコフィード生産安定供給推進計画の策定

事業実施主体は、第２の２の（１）の①及び②のエコフィードの製造実証の取組を必須とする。

④ 未利用資源を利用した飼料の製造の実証については、次のアからウによるものとする。

ア 未利用資源を利用した飼料の製造の実証は、必要な最小限に留めること。

イ 未利用資源を利用した飼料の製造の実証の際に行う成分分析等は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼安法」という。）に基づく登録検定機関、食品衛生法（昭和30年法律第233号）に基づく登録検査機関又はISO/IEC・17025の第三者認証を受けた機関で実施すること。

ウ 未利用資源を利用した飼料の製造の実証に際しては、その製造する飼料について、飼安法及びこれらに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させること。特に飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）別表第１の５及び６並びに食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和２年８月31日付け２消安第2496号消費・安全局長通知。以下「飼料の安全確保のためのガイドライン」という。）について、遵守状況を自ら点検し、確実に実施すること。

⑤ 事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けてから翌々年度までの３年以内とする。

（２）エコフィード生産安定供給体制の構築のための技術実践

器具・機材は必要最小限度のものとする。

第５ 事業実施の手続

１ 未利用資源活用の促進

（１）事業実施主体候補者の選定は、畜産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）により行うものとする。

（２）事業実施主体は、事業実施計画書（別紙８様式第１号－①又は②）等必要な書類について、要綱第７第１項の交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領による応募書の提出時に添付した書類（事業実施計画書を除く。）のうち、変更がないもの

については、省略することができるものとする。

- (3) 事業実施主体が、実施要領第3の3の重要な変更を行おうとする場合には、変更後の事業実施計画書（別紙8様式第1号ー①又は②）（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。）、その他必要な書類を添付し、交付等要綱第13の変更等承認申請書に添付するものとする。

2 地域の未利用資源活用の生産体制構築

- (1) 事業実施主体候補者の選定は、公募要領により行うものとする。また、継続して事業の実施を希望する事業実施主体については、事業実施主体候補者として公募要領に従い、応募することができる。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙8様式第1号ー③）等必要な書類について、交付等要綱第7第1項の交付申請書に添付するものとする。なお、公募要領による応募書の提出時に添付した書類（事業実施計画書を除く。）のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2)の提出に当たりあらかじめ関係する機関等（事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等）との調整を図るものとする。
- (4) 事業実施主体が、実施要領第3の3の重要な変更を行おうとする場合には、変更後の事業実施計画書（別紙8様式第1号ー③）（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。）、その他必要な書類を添付し、交付等要綱第13の変更等承認申請書に添付するものとする。なお、重要な変更は、交付等要綱別表2に規定する変更の他、事業実施計画書（別紙8様式第1号ー③）における目標年度の目標値の増減とする。
- (5) (2)により提出を受けた地方農政局長は、事業実施計画書（別紙8様式第1号ー③）に記載された内容が、当該地方農政局の管轄を超える取組であることを確認した場合にあっては、関連する地方農政局長の担当部局に連絡するとともに、必要に応じて、当該計画の内容等関連する事項の確認について協力を求めることができるものとする。
- (6) 本事業の実施は、要綱第9の1により交付決定が行われた年度内とする。

第6 事業の着手

- 1 事業実施主体による本事業の着手（資材・機械等の発注を含む。以下同じ。）については、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。）後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効率的な実施を図る上で緊急かつ、やむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 2 1のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合において、事業実施主体はあらかじめ、第2の1の事業にあっては畜産局長、第2の2の事業にあっては地方農政局長の適正な指導を受けた上で、それぞれ畜産局長又は地方農政局長に対し、別紙8様式

第2号により交付決定前着手届を提出するものとする。

- 3 畜産局長又は地方農政局長は、事業実施主体が1のただし書きに基づいて補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、事前のその理由等を十分に検討して、必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業達成状況の報告

1 未利用資源活用の促進

事業実施主体は、事業の達成状況について、事業実施翌年度の7月末までに達成状況報告書（別記様式1号）に事業実施計画書（別紙8様式第1号－①又は②）に準じて作成したものを添付し、畜産局長に提出するものとする。なお、交付等要綱第18の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。

2 地域の未利用資源活用の生産体制構築

事業実施主体は、事業開始年度から目標年度の前年度までの各年度の達成状況について、毎年、事業実施翌年度の7月末までに、実施状況報告書（別記様式1号）に事業実施計画書（別紙8様式第1号－③）に準じて作成したものを添付し、地方農政局長に提出するものとする。なお、交付等要綱第18の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業達成状況の報告に代えることができるものとする。

第8 事業の評価等

- 1 事業実施計画における成果指標は、第5の事業実施計画に添付する別添様式において、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定するものとする。
- 2 未利用資源活用の促進
 - (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、事業実施年度の翌年度の8月末日までに事業評価報告書（別記様式2号）に別紙8様式第3号－①又は②を添付し、畜産局長に提出するものとする。
 - (2) 畜産局長は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙8様式第4号により、改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。なお、点検にあたっては外部有識者に助言をもとめることができるものとする。
- 3 地域の未利用資源活用の生産体制構築
 - (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに事業評価報告書（別記様式2号）に別紙8様式第3号－③を添付し、地方農政局長に提出するものとする。
 - (2) 地方農政局長は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙8様式第4号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

第9 助成の対象

- 1 実施要領第2の事業ごとの助成対象となる経費は、別紙8別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 3 未利用資源活用の促進

第2の1の(2)の②のアの取組(認証の取得支援)に必要な経費及びこの取組の実施要綱別表の畜産局長が別に定める額は、エコフィールド認証の申請者が認証取得のため、認証機関等に支払う費用(申請料金、認定料金、立入調査に係る費用(旅費を含む)、事前審査に係る費用(旅費を含む))に対し、その費用の1/2以内を支援に必要な経費とし、費目及び細目等については、下表のとおりとする。

費目	細目	内容	留意事項
事業費	認証等料	本事業を実施するために直接必要な認証等の支援に必要な経費	エコフィールド認証の申請者が認証機関等に支払う費用に対し、支援する額は、その費用の1/2以内。

4 地域の未利用資源活用の生産体制構築

- (1) 器具・機材の導入に対する補助は、次のいずれかの方式による行うものとする。
 - ア 購入方式
事業実施主体が、器具・機材の取得に必要な費用の一部を助成する。
 - イ リース方式
事業実施主体が、器具・機材の貸付者に対し、リース方式による導入に必要な費用の一部を助成する。
- (2) 器具・機材は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造されたものについては、補助対象としないものとする。
- (3) 器具・機材は、実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとする。また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大精算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省官房長通知)によるものとする。
- (4) 器具・機材は原則として新品とする。ただし、事業費の低減の観点等から必要と認められる場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における器具・機材は、その導入時において、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)から経過年数を差し引いた残存期間(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が3年以上であるものに限るものとする。
- (5) 既存の器具・機材の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること(いわゆる更新と見込まれる場合)については、本事業の補助の対象外とする。
- (6) リース方式で導入する場合の器具・機材は、リース事業者がその通常の事業においてリース物件として貸し付けているものとする。

(7) 器具・機材の導入に係る注意事項

ア 共通

- (ア) 導入する器具・機材の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、利用規模に即した適正な器具・機材を選定するものとする。
- (イ) 導入する器具・機材の購入先の選定に当たっては、原則として当該器具・機材の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (ウ) 導入する器具・機材の性質に応じて、リース事業者等とのメンテナンス契約を締結する等、導入する器具・機材の導入による効率的な成果の発現に努めるものとする。

イ 購入方式の場合

- (ア) 事業実施主体は、補助の対象となる器具・機材について、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入するものとする。
- (イ) 事業実施主体は、導入した機械装置の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとする。

ウ リース方式の場合

- (ア) 貸付期間終了後の貸付器具・機材の所有権の移転リース事業者は、貸付対象器具・機材について、貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該器具・機材に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により事業実施主体に当該機械装置の所有権を移転することができるものとする。
- (イ) 途中解約の禁止事業実施主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未经過期間に係る貸付料相当額を解約金として事業実施主体等がリース事業者に支払うものとする。

(ウ) 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については次のとおりとする。

a 基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象器具・機材の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から補助金額及び譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象器具・機材の貸付期間で除して得た額とする。

b 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者は、附加貸付料等を定めるに当たり、貸付対象器具・機材の購入に要する経費の一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

(エ) 契約書類等の徴取

リース事業者は、リース契約の内容に貸付対象器具・機材の取得価格と補助金額を明記するものとする。

第10 その他

- 1 本事業を実施する場合には、畜産局長又は地方農政局長は、実施要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 本事業の実施につき必要な事項については、実施要領に定めるもののほか、農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別紙8別表

区 分	取組内容	助成範囲
1 未利用資源 活用の促進 (1) 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及 (2) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及	1 未利用資源の有効活用及び生産技術の普及に向けた検討会等の実施に必要な経費 2 飼料化可能な未利用資源の発生量等の情報収集等に必要な現地調査の経費 3 未利用資源飼料の生産供給に係る実証に必要な経費 4 未利用資源の優良事例の調査及び普及に必要な経費 5 未利用資源利用飼料の生産技術等の普及セミナーの実施に必要な経費 6 その他未利用資源の有効活用及び生産技術の普及に必要な経費 1 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及に向けた検討会等の実施に必要な経費 2 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進に向けた飼料化原料情勢、飼料原料の確保及び飼料化技術等の調査の実施に必要な経費 3 飼料化事業者の持続的な原料確保・製造の促進に必要な飼料化事業者が活用できる資料等の作成・普及のための経費 4 エコフィード認証の取得支援に必要な経費 5 エコフィード認証された畜産物及びエコフィードを活用した高付加価値化畜産物の流通・販売を促進に必要な実態調査及び普及に必要な経費 6 その他飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及に必要な経費	申請料金、認定料金、立入調査に係る費用(旅費を含む)、事前審査に係る費用(旅費を含む)等、認証等の取得支援に必要な経費とする。

2 地域の未利用資源活用の生産体制構築 (1) エコフィード生産安定供給対策 (2) エコフィード生産安定供給体制の構築のための技術実践	1 エコフィード生産安定供給計画の策定に向けた検討会の開催に必要な経費 2 エコフィード生産安定供給計画に基づくエコフィードの製造実証や家畜への給与実証に必要な経費 3 エコフィード生産安定供給計画や実証結果を踏まえた調査・分析、技術検討会や研修会の開催等に必要な経費 (1) の取組を実施し、地域で未だ活用されていない食品残さ等を活用した飼料化の取組やエコフィードの製造コストの低減等のための製造方式の見直しに必要な器具・機材の導入に必要な経費	導入に要する経費の1／2以内とし、上限額は事業実施主体当たり3,000千円とする。ただし、複数の地区で実施する必要がある場合は、各地区ごととする。
---	---	--

事業実施計画書

（未利用資源の有効活用及び生産技術の普及）

1 事業の目的

--

2 事業実施主体の概要等

--

3 事業の内容(計画)

(1) 検討委員会の開催

開催時期及び開催場所	参加人数	参集範囲	内容	備考
	(人)			

(2) 未利用資源の有効活用によるエコフィードの生産利用の推進

① 検討部会の開催

開催時期及び開催場所	参加人数	参集範囲	内容	備考
	(人)			

② 飼料化可能な未利用資源の発生量等の情報の収集

実施時期	調査範囲	調査内容	備考

③ 未利用資源の有効な活用事例の調査

未利用資源	活用方法	備考

(3) 未利用資源の生産技術の普及

① 選考委員会の開催

開催時期及び開催場所	参加人数	参集範囲	内容	備考

② 優良事例の調査

実施時期	調査範囲	内容	備考

③ 講習会等の開催

開催時期及び開催場所	参加者数	参集範囲	内容	備考

(4) その他

--

4 事業実施により期待される効果

成果目標の項目	現状値	目標値	備考
未利用資源の有効活用によるエコフィードの生産利用の推進			
未利用資源の生産技術の普及			

その他事業実施による効果	
--------------	--

※成果目標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定すること。

5 事業費（積算）

対象活動等	内容(費目)	事業量	単価	事業費	備考
計					

6 その他

--

事業実施計画書

〔飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び
高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及〕

1 事業の目的

--

2 事業実施主体の概要等

--

3 事業の内容(計画)

(1) 検討委員会の開催

開催時期及び開催場所	参加人数	参集範囲	内容	備考
	(人)			

(2) 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進

① 検討部会の開催

開催時期及び開催場所	参加人数	参集範囲	内容	備考
	(人)			

② 活用資料(手引き書等)の作成、普及

事業内容	事業量	作成内容	配付先	備考
	(部)			

(3) 高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及

① 実態調査

実施時期及び実施場所	調査範囲	内容	備考

② 畜産物の普及

実施時期及び実施場所	普及範囲	内容	備考

③ 認証の取得支援

認証の種類	認証取得件数(予定事業者)	内容

(4) その他

--

4 事業実施により期待される効果

成果目標の項目	現状値	目標値
飼料化事業者の持続的な原料確保の促進		
高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及		

その他事業実施による効果	
--------------	--

※成果目標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定すること。

5 事業費（積算）

対象活動等	内容(費目)	事業量	単価	事業費	備考
計					

6 その他

--

事業実施計画書

（地域の未利用資源活用の生産体制構築）

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 現在の取組状況と事業目的

取組状況	
事業目的	

3 取組の推進体制

（都道府県、市町村及び関係団体等と連携した事業の推進体制について記載する。）
--

4 エコフィールド生産安定供給体制の構築のための実証計画

課題	（エコフィールド生産安定供給体制の構築等に係る課題について記載する。）
実証計画	（エコフィールド生産安定供給体制の構築等に係る課題を解決するための実証計画を記載する。）

5 エコフィールド生産安定供給体制の構築のための推進計画

	具体的な推進計画
〇〇年度	
〇〇年度	
〇〇年度	
（目標） 〇〇年度	

6 事業計画

(千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金
(1)エコフ ィード生産 安定供給 対策									
(2)エコフ ィード生産 安定供給 体制の構 築のため の技術実 践									
計									

7 事業実施計画（〇〇年度）

(千円)

区 分	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国 庫 補助金	事業実 施主体	
(1) エコフ ィード生産 安定供給対 策					
(2) エコフ ィード生産 安定供給体 制の構築の ための技術 実践					

8 エコフィード生産安定供給計画の実施状況と目標

成果目標の項 目	〇〇年度 (基準年度)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 (目標年度)

その他事業実施による効果	
--------------	--

※成果目標は、取組の効果を定量的に評価できる客観的な指標を設定すること。

9 エコフィード生産安定供給体制の構築のための技術実践

導入器具・機材 の名称	導入(予定)時期	規格	数量	事業額	備考
事業実施年度の事業費総額(税抜)					
助成対象額(総額の1/2)					
導入目的・用途					

※ 助成対象額は円単位とし、小数点以下は切り捨てる。

※ 事業実施期間において継続する契約を締結している場合は、対象となる器具・機材について、その旨を備考欄に記載すること。

また、この場合、見積書(写)ではなく契約書(写)を添付する。

10 エコフィード供給先(供給予定先)

供給先農家名	市町村名	畜種	供給数量	販売価格

11 添付書類

- ・ 事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿
- ・ 事業実施主体収支計画及び推進体制
- ・ その他地方農政局長が必要と認める資料

(注1) 農林水産省畜産局長が別に定める公募要領による応募書の提出時に添付した書類(事業実施計画書を除く。)のうち、変更がないものについては、省略することができるものとする。

(注2) 事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業実施主体にあつては、従前に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

〇〇農政局長 殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名：

代表者の役職及び氏名：

（令和〇〇年度畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち未利用資源活用対策）の交付決定前着手届

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画（国産飼料資源生産利用拡大のうち未利用資源活用対策）に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

取組の名称	事業量	事業費	着手 予定日	完了 予定日	交付決定前に着手する理由

事業評価報告書
（未利用資源の有効活用及び生産技術の普及）

1 評価の実施体制等

--

2 事業実施期間

--

3 事業実施により期待される効果

成果目標の項目	目標値 (〇〇年度)	現状 (〇〇年度)	自己評価（所見）
未利用資源の有効活用によるエコフィードの生産利用の推進			
未利用資源の生産技術の普及			

その他事業実施による効果	
--------------	--

4 その他

--

事業評価報告書

〔 飼料化事業者の持続的な原料確保の促進及び高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及 〕

1 評価の実施体制等

--

2 事業実施期間

--

3 事業実施により期待される効果

成果目標の項目	目標値 (〇〇年度)	現状 (〇〇年度)	自己評価（所見）
飼料化事業者の持続的な原料確保の促進			
高付加価値化畜産物の流通・販売に係る普及			

その他事業実施による効果	
--------------	--

4 その他

--

事業評価報告書 (地域の未利用資源活用の生産体制構築)

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 取組状況と実績

	取組状況・実績
(1年目) 〇〇年度	
(2年目) 〇〇年度	
(3年目) 〇〇年度	
(目標) 〇〇年度	

注：事業実施計画書(地域の未利用資源活用の生産体制構築)の5に対応する取組状況を記載する。

3 エコフィールド生産安定供給計画の策定

実証計画	(エコフィールド生産安定供給計画の実証状況を記載する。)
実証結果	(実証の取組結果を記載する。)

4 事業実績

(千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金	事業内容	事業費	補助金
(1)エコフィード生産 安定供給 対策									
(2)エコフィード生産 安定供給 体制の構築のため の技術実践									
計									

5 事業実施計画の目標と達成状況

目標年度	〇〇年度
目標 (実施計画)	
実績	
達成状況に関する自己評価	

注1：目標の欄は、実施計画に記載した目標の内容を記載すること。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載すること。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載すること。

畜産局長
〇〇農政局長 宛
(北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

宛

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名：

畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち未利用資源拡大対策）の事業実施に関する改善計画について

令和〇〇年度～令和〇〇年度において実施した畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち未利用資源活用対策）について、当初事業実施計画の成果目標の達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度（〇〇年度）における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	